

研究課題名： 第3期特定保健指導の変更点を実施した結果の検証

本研究は、公益財団法人ちば県民保健予防財団倫理審査委員会の承認を得て、理事長が許可した研究です。健発 0801 第 3 号、保発 0801 第 2 号「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準等の一部改正について」が厚生労働省より出され、平成 30 年度より、特定健康診査・特定保健指導制度を着実に実施し、保険者全体で更なる実施率の向上を達成する観点から、制度の運用の見直しを行うため必要な改正が行われました。①特定健康診査受診当日に初回面接を行うことは、健康意識が高まっているときに受診者に働きかけることができ、受診者にも利便性が良いため、健診当日に全ての検査結果が判明しない場合でも初回面接の分割実施（特定健康診査受診当日に、腹囲・体重、血圧、喫煙歴等の状況から特定保健指導の対象と見込まれる者に対して、把握できる状況をもとに、専門職が行動計画を暫定的に作成する面接を初回面接 1 回目とし、全ての検査結果が揃った後に、医師が総合的な判断を行った上で、専門職が本人に電話等を用いて相談しつつ、当該行動計画を完成することを初回面接 2 回目とする）が可能となりました。②行動計画の実績の時期の見直しとして、6 ヶ月から 3 ヶ月経過後（積極的支援の場合は 3 ヶ月以上の継続的支援終了後）に行うことが可能となりました。③2 年連続して積極的支援に該当したもののうち、1 年目に比べ 2 年目の状態が改善している者について、2 年目の積極的支援は動機付け支援相当の支援を実施した場合でも、特定保健指導を実施したと位置づけました。

2018 年度、ちば県民保健予防財団で保健指導を実施した方の実施方法と効果について保健指導の受診状況及び 2017 年・2018 年・2019 年度の健診結果により検証します。

本研究における個人情報の取り扱いは以下のとおりです。

1. 本研究はデータのみを収集する疫学研究であり、本研究のために新たに人体試料の採取は行いません。
2. 受診者の皆様の個人情報を削除した上でデータ分析を行います。
3. 研究の成果は学会や学術雑誌で公表する予定ですが、個人が特定できる情報を公表することはありません。
4. 本研究の主任研究者及び分担研究者は、本研究に関して利益相反はありません。

本研究にご自身のデータが利用されることについてご同意頂けない場合はお問合せ下さい。

研究責任者

看護部集健看護課 金澤久美子